

## 広報うおづ広告取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、魚津市が発行する広報紙「広報うおづ」に掲載する広告の取扱基準及び広告料のほか必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置及び枠数は、市長が別に定める。

2 広告は、1色刷りとし、「広告」の字句を明記する。

### (広告の規格)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 1種広告 天地43ミリメートル、左右174ミリメートル

(2) 2種広告 天地43ミリメートル、左右86ミリメートル

### (広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、発行号を単位とし、1回の申込みにつき最大12回まで連続して掲載することができる。

### (広告料)

第5条 広告料は、次の各号に掲げる広告の規格の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 1種広告 1掲載号1件につき20,000円

(2) 2種広告 1掲載号1件につき10,000円

2 広告料は、市長が定める日までに広告掲載に係る総額を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

### (広告の募集方法)

第6条 広告は、「広報うおづ」及び魚津市ホームページへの掲載その他の方法により公募するものとする。

### (広告掲載の申込み等)

第7条 要綱第6条に定める申込みの締切りは、掲載を希望する「広報うおづ」の発行月の前々月20日とする。

### (広告掲載の優先順位)

第8条 市長は、広告掲載を適当と認める申込みが広告掲載枠数を超えるときは、次に掲げる順序により決定するものとする。ただし、同順位に複数の申込みがあるときは、抽選とする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公共的団体

(3) 市内に事業所を有する事業者

(4) 前3号に掲げる者以外のもの

(広告原稿の提出)

第9条 広告掲載決定を受けた者（以下「廣告主」という。）は、速やかに所定の規格による廣告原稿を作成し、市長が指定した期日までに、市長にデータ形式にて提出するものとする。

(廣告主の責任)

第10条 广告主は、広告による申込み内容を変更する場合は、事前に市長に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。